

# 飼ったなら めんどろみよう 最後まで



9月は動物愛護月間です

## 飼い主の ルールとマナー

### 1 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後3カ月以上のすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。新しく犬を飼い始めた場合や、飼い犬の狂犬病予防注射を実施した場合は、役場で登録や注射済票の発行の手続きをしてください。

### 2 犬はつないで飼育しましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。犬を放し飼いにすると、農作物を荒らしたり、他人の敷地に入っていたずらをしたり、最悪の場合には、咬傷事故の可能性もあります。散歩の際は、リードにつない

で散歩しましょう。また、茨城県内では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマンシェパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアの8種類（このほか特に大型の犬も含む）を「特定犬」に指定しています。

### 3 環境美化に努めましょう

ペットのフンの後始末は飼い主の義務です。散歩の途中でフンをした場合は、必ずビニール袋などに入れて持ち帰り、公共の場所（道路・公園など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。また、飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

### 4 立派にしつけをして愛されるペットにしましょう

犬の放し飼いや鳴き声による騒音、排泄物による苦情といったペットによる苦情相談があとを絶ちません。これらの多くは、飼い主による飼育や管理、しつけによって

改善することができます。飼い主の努力でご近所からも愛されるペットにしてあげましょう。

### 5 飼い主がわかるようにしましょう

迷子をなくすために、飼っているペットには名札や標識などをつけて、飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。特に、犬には注射済票をつけましょう。

### 6 動物を飼うときは、責任を持って最後まで飼育しましょう

動物を飼うときは、習性をよく理解し、命あるもの最後まで責任を持って飼育しましょう。動物をみだりに虐待または遺棄した者には、50万円以下の罰金が処せられます。

### ○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)

